



発行所

兵庫県精神薄弱者愛護協会
兵庫県育成会施設保護者協議会

〒650

神戸市中央区神戸港地方口一里山
1-150

発行責任者 松山 博文

印刷所 (株)北神折込広告社

〒651-11

神戸市北区鈴蘭台東町1丁目8-16

電話 (078) 591-4611 (代)

「兵庫愛護」設立20周年を祝して

兵庫県精神薄弱者愛護協会

副会長 飯 島 十 郎

9月24日、兵庫県精神薄弱者愛護協会の設立20周年の記念式が、各界の代表者を招いて行なわれる運びとなったことは、関係者として誠に同慶の至りです。

設立日のこと

35年か、37年かという設立日のことが問題となった。実は、小生も35年36年とまとめ役をさせてもらった記憶があつて疑問点があつたが、学園日誌を探しだしてみると、37年7月12日に設立総会が開かれた記録があるので、はっきりしたわけです。やはり記録の重要性を再確認させられたわけです。それ以前は、兵庫県養護施設連盟に属していて、精神薄弱児施設部会としての活動であつたと思います。

記念誌について

とにかく、関係者の汗と苦心の作がこの姿にまじつたことを喜びたい。反省点としては沢山ある。まとめ方が易きについて、簡便な方法をとつたこと。みんなが読み合せをしていないので、記述の誤りや、もれたことも多いと思う。これは、今後みんなに目を通してもらつて、適当な機会に正確なものにしたいと思う。

特に、保護者協議会のことは、全国にもさがけた活動であり、先駆的事項であり、機関誌を出していた事でもあるので、是非これは、次の機会には補いたい事項である。実はまだ記念誌の出来上りを見ていないので誤りがあればお許し頂きたい。

今後の展望について

児童福祉も戦後の児童福祉法の成立をまけて凡てが初まった感があつて、その時、浮び上つた子どもたちが順次、成人施設へと流入していつて、最高は50才位となつてゐる。60才や70才の高令者は数も少なく、今の施設体系から欠落した格好になつていて、今後どうするか、今日の問題点のひとつになつてゐる。

ライフサイクルについて、長期に亘つた始点から終点までの実際経験を施設は持つていないので、今は20年先、30年先の事を推定して論ずる事しか出来ないもので、不明確な点が出てくるし、結論も別れてくるのは致し方ないことかと思う。

現に、精神薄弱児施設が精神薄弱児の養護施設的な立場におかれてゐる。これも、教育的な観点からの見なおし(生活教育の強調)が行なわ

れば、実態は変ることと思うが、そうなる内容の充実が必要となることでもあり、これも今後の検討課題であると思う。

又、養護学校卒業後の進路の問題も就職する人は別として、成人施設が閉塞状態になつていて円滑に行かない。当面は、通所施設の拡大が望まれてゐるので、県も、市・町も、その実現に努力してもらふように、運動を続けていかなければならないと思う。

法人の強化

本会も会員数は67となり、設立当時とは比べものにならない。然し、遺憾な事だが問題も多い。施設の運営管理に関する問題も多いが、根幹は社会福祉法人の所管する問題である。施設建築の借入金償還財源の函養については、行政的な処置が講ぜられてはきたが、まだ少額に過ぎない。理事長の練金術的な方策に委任されている面が多い。県社協でも理事長会が結成され、諸般の調査研究や研修に当られてゐる処であるが法人財政の充実については、半分は公費の導入がはかられる(借入金償還については補助をする府県が多い)と共に半分は法人の経営努力に待つようにするとか、法人の負担軽減について前進をはかるより力を合せねばならない。

協会設立20周年をふまえて

今後の活動に期待するもの

私の遺言

岡本 仁（前会長）

時代の風が、どちらを向いて吹いていようと、腰をすえて、絶えざる努力をすれば、その目的は必らず達成できると言うことを、私は自分の過去五十年の実践を通して学んだ。

即ち、私が教育界にあった時、従来本務とされていた教員の宿日直が本務でないことと決定され、また超過勤務が認められるようになった。また精薄者福祉の世界に入ってから、特殊教育と言う呼称が障害児教育と改称され収容施設が居住施設と呼称されるようになった。

これらのことは、すべて絶えざる努力の成果だったのである。

一、通所施設の改善とその出口

ファミリー・ケアの立場が強化されるにつれて、大変重度のものまでが通所施設に入所してくる様になったので、7.5対1とか、重度加算はつけないと言った頑固な態度を厚生省は捨てて、重度者の処遇に見あった予算措置をすることが、改善の第一歩である。

なお通所施設は終生施設ではなく、治療教育を受ける通過施設であるのだから、在籍期間を五年程度に設け、治療教育プログラムを個人別に作成し、保護者と協力して、その達成をはからなければならない。

しかし、企業に就職できるのはごく僅かで、多くのものは、就職出来

ない状態で、在所期限が満了すると、家庭に帰えり、仕方なく毎日テレビをみて暮らす非人道的な状態に追いこまれていく。これを打開する方法を、私たちは、真剣に考えざるをえない。

(1) 共同作業所の法制化

親たちは、自宅の庭にプレハブの作業場を建て、数名の精薄者を集め、親たちが輪番で指導員となる授産と生活指導の小さな共同作業所が、昭和五十年ごろから全国的に設けられ始めたのである。規格に合わないの

で、厚生省は認可しない無認可施設のままであるが、昭和五十二年度に、厚生省から「在宅心身障害児者小規模通所事業補助制度要綱」が、発表され、僅かではあるが、初年度に、七十万円の補助が、設置者である親の会に出るようになった。行き場のない精薄児者がかかえて、こまり果てている親たちは、この雀の涙ほどの補助金に飛びつき、僅か数年の間に、通所授産施設の数倍の無認可共同作業所が設立され、養護学校は卒業はしたが、就職は不可能であり、通所施設も満員のため入所出来ないものたちの救いの場となったのである。

この無認可施設を法制化して、地域社会のどこどこに、小規模の通所施設が数多く設置されることが望ましいことである。現在認可されている通所施設が在籍期間を設けた場合の出口も、ここに、見いだすことが出来る。現下の緊急施策ではなからうか。

(2) 居住施設の増設と

生活環境の改善

ファミリー・ケアの下では、居住施設とは家庭崩壊児者と家庭でのケアの領域をこえる重度児者のために必要な施設である。施設充足状況をみるに、児の施設は既に充足しているが、者の方は、なお増設が必要である。

通所施設へ更生、授産、共同作業所へ通えるためには、家庭がその精薄者を受入れる能力をもっている

ことを前提としているのである。親が老令化して、生活能力が低下した場合、親が死亡して家庭が消滅した時などは、居住施設が受入れられないのである。

通所施設は、すべて通過施設であるのに対し、居住施設は、終生施設であるが故に、現状の様なベッドとその周囲の僅かなスペースしかない病院の大部屋方式では、人道的処遇とは言えない。病院でも差額ベッド料金を出せば、個室が与えられる。要は、カネの問題なのだが、精薄者の居住施設は、個々人の財政的負担金による措置ではなく、生活環境の人道的整備を心から願うものである。

二、指導員の資格と処遇の法制化

私は、かつて超過勤務手当が認められていないのは、教員と女中であると極言したが、労基法による雇用関係の中で、その様な前近代制は払拭され、教員も女中も、そんな桎梏へしつこくの中には、もういない。現在では、福祉施設の指導員のみが、近代化の波の彼方に見捨てられてい

(1) 養成する公立大学がない

児童福祉全般、社会保障、福祉行政など単位とする福祉学科は、日本社会福祉大学をはじめ私立大学に設置されているが、その実体は、

行政官が教員養成が主力である。

保育専門学校では、現場中心であるが、保育所保母養成が主力で、福祉指導員養成はつけ足ししかない。

精薄児者の治療教育と言う大変難かしい高度の知識技能を必要とする指導員を養成する機関がないなどとは信じがたいことであるが事実である。僅かに、日本精薄者愛護協会が、厚生省の補助金の下に、通信教育講座をもっているだけである。

(2) 免許制度もない

養成する大学がないならば、国家で、資格検定を行って、免許状を交付する検定制도가あってもよいのであるが、それもない。高校卒で、二カ年間の施設勤務実績があれば、福祉指導員として公認されるのである。専門職などとは、口がさけても言えない。

(3) 給与表が存在しない

養成機関がない、免許制度がないと言ふことは、福祉指導員は専門職ではないから、行政、教育、医療、警察、消防などの様に、人事院規則の中に、独自の給与表を持たないことになる。

従って、給与は類似職種の給与表を利用して低く決められ、厚生省が予算措置をする事務費措置費人件費の中には、昇給分はふくまれません、給与総額は初任給から七年後の給与を

標準とし、たえず新陳代謝をはかつて、低い給与でおさえた経営を強制されているのが現状である。

一 以上のようなことで、よき指導員をえて、福祉施設が地域社会に貢献できる状態が期待出来るであろうか。それは、樹にのぼって魚を求めたぐいではないか。指導員の資格を免許制度の下で法律で規制し、その処遇についても、人事院規則の中に、他の職業人同様の位置づけを行うべきものである。

三、転勤自由の保障

転勤は権利とさえ言えるものである。ひと度、就職した職場に、一生涯しはられるとしたら、本人も職場も沈滞し、雇用者にとっても好ましくない状態である。

終身雇用制の下では、能力を買わねる個人のスカウトの機会は、殆んど期待できないと思われるので、機構的に転勤が可能な状態を、閉ざされた職場である福祉指導員に開くことが、何よりも大切なことである。

そのためには、民間施設が独善と閉鎖性を打破するために、理事長兼施設長の方々には、十八世紀の啓蒙的専制君主の英知と決断を想起してほしいものである。

人事交流には、次の三つの場合がある。

その1. 民間施設と民間施設

その2. 民間施設と事業団施設

その3. 民間施設と国公立施設

いづれの場合でも問題となるのは、給与、退職金、在職期間の相互乗入れ、年金などの労働条件の違いなので、これを克服する道を拓くことである。

条件の最も低くするのは民間施設であり、最も高いのは国公立施設であるので、民間法人は、給与、年金等の労働条件について、事業団、自治体と同じ水準を達成しなければならぬ。そのために、人事院規則の中に福祉指導員の給与表を制定すること。厚生年金と共済年金の不公平是正。退職金については、社会福祉施設職員退職共済法の改善などが必要であり、このことは、福祉に対する政府の基本姿勢が問われている課題である。

へ五七・八・三〇



愛護協会 20 周年記念誌完成す

一昨年より準備をすすめておりました20周年記念誌が、前木の根学園の丸山克己先生の多大なるご協力のもと、遂に発行にまでたどりつく事が出来ました。

内容は次の通りです。

(一) まえがき

(二) 「序」愛護協会の発展

(三) 各種施設の現状と将来への展望

(四) 研究部会の活動状況

(五) 学校教育との連繫

(六) 施設紹介

(七) 資料………会則等………

執筆者は、現会長の松山博文先生をはじめとして、飯島十郎・井上義視・藤井雅之・藤田隆治・松田修之・丸山克己先生と、兵庫県府の精神薄弱者教育のバイオニアとも云える方々にお願ひしました。

出来上がりしました記念誌は、B5判、2段組、230頁となり、内容的にも充実したものとなっております。監修して頂きました丸山先生も、「自信をもってお薦めできるものになりました。1人でも多くの人に読んで頂きたいものです。読んで頂ければ、今後の施設のあり方等も自然と出てくるのでは」とおっしゃられております。定価三千円です。申込みは、協会事務局までお願いいたします。

兵庫県の精薄施設のあゆみ

兵庫県精神薄弱者
愛護協会会長

松山博文

精神薄弱児の福祉対策は、戦前にはみるべきものはなかったが、昭和二年芦屋の現在地に医学的見地より教育法による異常児の治療教育機関として、三田谷治療教育院を創設し事業を始められた。最初は個人経営

とし、昭和二十三年児童福祉法による精神薄弱児施設として認可、昭和二十七年社会福祉法人となった。当時の時代ではこのような子供に金をかけてどうするのだろうかという偏見から本来の目的とする精神薄弱児の入所はきわめて少なく虚弱や異常な性格に由来する学業のおくれを問題とする児童が多かったのはやむをえないことであった。

昭和三十年代

三十年代には施設としては昭和三十一年にカナリヤ学園、次いでおかば学園等民間施設が次々と誕生していったなかで、施設も八施設となったので、兵庫県養護連盟の精薄部会としての活動から、昭和三十七年に兵庫県精薄施設連盟として発促した。初代理事長に、飯島十郎（三田谷治療教育院長）常任理事に堀口潤一郎（故人）をえらび、情報交換、研修会、PR、予算対策など独自の活動を展開していった。三十年後半には法体系においても分担化、専門化の方向をたどり、昭和三十六年には精神薄弱児通園施設丸山学園の創設で在宅児の通園指導と、重度児の問題が大きくなるにつれて重度児専門の施設が設立されるようになった。更に三十八年には重度児収容棟が設けられるようになった。昭和三十九年には一般棟にいる重度児にたいして重度加算を支給して重度児の収容

が進められた。このように児童にたいする対策が進められるなかで、昭和三十五年に精神薄弱者福祉法が制定され、成人にたいする保護指導が及ぶことになり、昭和三十七年に赤穂精華園に成人収容部が設置され、つづいて昭和三十九年に三美学苑が創設された。三十年度の施設数は、児童収容が九施設、児童通園が三施設、成人施設は二施設となった。その他、昭和三十八年には、重症心身障害児療育要領が出されたし、昭和三十九年には在宅児童対策として、重度精薄児扶養手当制度が始まった。当時、重度心身障害児専門の施設はなかったが、赤い羽根療育園附属児童病棟が、三十五年に重度児専門に始められた。

昭和四十年代

この年代はまに躍進の時代であった。施設数からみてもこの前半期で今迄に倍増した。精薄児施設で十四、通園施設八、精薄者援護施設十、重症児施設二、と種別毎に発展していった。又法外施設も各地でぼつぼつと出現していった。本連盟も全国組織である日本精神薄弱者愛護協会の活動にあわせ、兵庫県精神薄弱者愛護協会と改称し一層の活動分野を拡げていった。又施設入所者の親の会である兵庫県精神薄弱施設保

護者協議会も組織を強化し、兵庫県精神薄弱者育成会の施設部会としての活動をはじめた。又兵庫県が「不幸な子供を生まない運動」を全県に進め予防対策を進めてきたのである。又施設対策として精神薄弱者（児）の福祉についてより高い要求にそって、児者一貫対策をめざして児童収容と成人収容施設を併設していく法人や、また、成人施設も、収容授産・通所授産、収容更生と機能分類をなしてきた。又神戸市立ひまわり学園のように通園の就学前幼児を主として対象とした施設も出来た。児童の教育については連盟の努力と行政の理解をもとめ施設内に学級を設置し、ようやくにして学校教育が施設の子供達にも及んでいった。

四十年代は児童福祉法が改正され重症心身障害児施設が児童福祉施設として制定され、精薄授産施設が、更生施設と授産施設に分類され、言はばきめ細かく制度の拡充がはかられた時代であった。

昭和五十年代

施設の整備もとのつたなかで昭和五十年代を迎えたのであるが、施設のニーズも成人施設に重きをなして、次々と成人施設が建設されたがこれに反して、児童施設への入園児が減少しはじめた。特に昭和五十

昭和二十二年児童福祉法が制定され、児童福祉の体系が整備されたものの、社会は戦後の混乱期にさいしその日の生活にも追われる状態で、浮浪児対策が優先し、ちえおくれの子供の問題まで手がとどかなかったのである。昭和二十三年11月初めて措置児が4名、三田谷治療教育院へ入所、その後ひきつづき措置されていくようになったが、当時は施設が少かったので、貧困家庭の精神薄

児が少なかった。昭和二十三年11月初めて措置児が4名、三田谷治療教育院へ入所、その後ひきつづき措置されていくようになったが、当時は施設が少なかったので、貧困家庭の精神薄

児が少なかった。昭和二十三年11月初めて措置児が4名、三田谷治療教育院へ入所、その後ひきつづき措置されていくようになったが、当時は施設が少なかったので、貧困家庭の精神薄

四年より障害児の義務化に伴い急速に減少し、施設の体質改善となりはじめた。昭和五十四年度の県下各施設の入所者の実態調査の結果よりみれば、児童施設の入所率は六〇％となり暫定職員がそのまま定員化してしまった。特に県営施設については児童定員を成人施設の定員に充当して入所減少に対応していった。又養護学校の義務化と共に、在宅ケアが重要視されるにしたがい、障害者の就労対策が台頭してきた。これが対策として神戸市の森林植物園での就労や各市町においても目標就労のための対策がみ出された。しかし義務教育化に伴い、対象者が増え、施設入所出来ない者のため、小規模授産施設（法外施設）が県下にも建設された。この施設は育成会が授産事業として各市町の親の会が運営することとなったが、当県では各市町の援助のもとに独自の方法で運営されている。こうしたなかで、施設の建設については成人施設のニードが高いためこれに対応したものとみられます。施設の種別も収容では更生施設が民間県立と十一施設が誕生し、通園では二施設、授産施設について在宅ケアの関係か通所授産が七施設が開設された。その他重心施設としてのぎく療育園が誕生し、通動寮ようばく療が開設されている。この

ように五十年代前半に三十二施設が開設されておりニードにも充分対応できるようになりましたが、この段階において成人施設では高令化時代をむかえており、昭和五十四年に本協会に老令化対策委員会を設置して処遇の向上のための施設のあり方等について協議している。これと並行的に、入居者も重度化しておるのに、病気に伴う医療処理については未だ充分でなく、施設はもとより父兄等もこれについて対応をせまられ上記同様、精薄専門病院の設置について過去から要望していたが実現せず、これがため委員会を設置してこの問題について考えていくことにしている。昭和五十六年は国際障害者年が設定され、全世界が障害者問題とありあげており、我が国においても、本県においても推進本部がもうけられ「参加と平等」をテーマにそれぞれが相互の立場で障害者問題を考えて下さったことも協会としても又施設にとっても大きな収穫であり、社会にこうした考えを育てていくのが施設のオープン化のため必要なことであらうと考えます。兵庫県施設の変遷について申し述べてきましたが二十年前は児童施設が花ざかりであったが、今日では花も散りつくしてしまい、また成人施設ともに老人対策が切実な問題となってきた。

兵庫県愛護協会 57年度事業計画と新役員

昭和57年度は、兵庫県愛護協会発足20周年の輝ける年であります。

この20年間に施設数もふえ続け、昭和57年度には新設3施設を加えるとなつた67施設となり施設数では全国一となりました。

そこで20周年を契機として組織再編成を試み、社会福祉・地域福祉について有効、適切な対応にする為本部会活動、委員会活動を活性化させていきたいと考えています。

この組織改革を中心に以下の事業を推進したいと存じますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- (1) 協会組織の再編成の推進
- (2) 精神薄弱者施設対策について
 - ① 児童施設の運営について
 - ② 通園施設の幼児対策について
 - ③ 成人施設の老人対策について
 - ④ 重度者の通所対策について
- (3) 法人の運営管理対策について
- (4) 職 資質の向上の為の研修会の開催について
- (5) 部会、委員会活動の活発化について
- (6) 兵庫愛護20周年誌の発行
- (7) 関係団体との交流
- (8) 愛護ニュースの発行

(9) 施設の社会化の促進

- ① 施設と地域の交流事業の推進
- ② 社会化のための研究、研修の実施

③ ボランティア活動の推進

- ④ 地域福祉・在宅福祉に関する積極的な広報、啓発活動の展開

(10) 愛護協会20周年記念式典の挙

- ① 中央記念式典
- ② カップ座公演
- ③ 記念誌の発行

役員一覧

。会長（施設長部会長）

。松山 博文（ひふみ園）

。副会長（児童収容部会長）

。飯島 十郎（三田谷治療

育院）

。副会長（収容授産部会長）

。藤井 雅之（赤穂精華園）

。副会長（通所授産部会長）

。寺本 迪彦（たまも園）

。児童通園部会長

。門中 順誓（あこや学園）

。通所更生部会長

。岡崎 忠（木の根学園）

。収容更生部会長

。岩佐 二郎（一羊園）

。職員部会長

。吉田 鎮雄（いちれつ学園）

。監事 本位田 孝人（姫路学園）

。監事 藤本 照夫（ひのもと青年寮）

昭和57年度 新任職員研修会開催さる!!

去る 57年 6月10日木曜日、神戸市立障害者福祉センターにおいて、57年度新任職員研修会が開かれ、県下各施設から41名の新任職員が参加し、講師に丸山克己先生を迎え、研修会は、午前中講義、午後は全体会という日程で行われました。

午前の部の講義の内容は、丸山先生の経歴を基に、子供と共に生きる共に生きる というのは、同じ運動作業をすることではない。子供と職員の間隔が無く、子供の願いが私達の願いであり、子供の喜びが私達の喜びであり又子供の涙が私達の涙でなければいけない。そのためには、愛情が必要である。愛情とは人間の自然な姿、同胞、家族に対する愛情が必要なのである。

福祉の精神は、共に生きる。私達は、障害者に対し福祉の仕事をしている。福祉とは、私達を含めて一人一人の自然な姿にかかわる人生の指標となるものを生み出すものごとをいう。

これからの私達は、どうあるべきか、ということについては：：私達は、人権を自分で守ることができるが、精薄者は、それができない。

い。精薄者の人権を守ってやれるのは、私達職員である。守るとは、生きる手助けをすることで、保護することではない。生きる手助けというのは、訓練、教育し、生活が便利になる手助けのこと、子供が生活上の不便さを許えないからといって、いい加減なことをしてはいけない。

訓練・教育をする場合、精薄者は、判断力と応用力が弱いので、訓練の必要が生じたその時、その場で、指導の3大要素である、根気、元氣、のん気に反復練習をプラスして、訓練、教育して行くことが大切である。現代施設の望ましいあり方としては、家族の一員であることを念頭におき、決して子供に不便さを感じさせてはいけない。障害は治らなくとも障害によるケガはさせてはいけない。子供の手を離しても、決して目を離してはいけない。

今後の課題として、高齢の精薄者を家庭の中でどう生かすか、ということ。

これは、あくまで、講義のほんの一部にすぎないのですが、この他にも丸山先生は、色々な、体験談をまじえ、熱のこもったお話を聞かせて下さいました。宿題として出された

今日の子供をあすどうして迎えるかということ各自で考えてみて下さい。午後の全体会では、助言者を通じて、指導上の疑問点などについて質疑応答されました。

内容は：

☆食事指導は、どこまで必要か、又嫌う物を無理に与えるのか食べなくても良いのか？

あまり職員が係わると、楽しいはずの食事でも楽しくなくなり良い結果は生じないので、余り細かいことは気にせず少し離れて見ていた方が良いでしょう。

好き嫌いについては、切り刻む、スプーンの大きさなど、色々工夫してみても偏食はできるだけなくす方が良いでしょう、生理的に嫌うものは、他の物での栄養補給で大丈夫であろう。☆重度精神薄弱の場合、言葉がなくて意志の疎通がないのですが：

言葉がない子供ほど話しかけが大切同時に目と目が必要で、いつも暖かい目でその子を見つめていてやる。又入浴時の話しかけも効果があるだろう。そうしていると自然にその子の気持ちも理解できる。

☆成人収容には授産と更生があるのに、重度化傾向にある現在では、その二つがごちゃ混ぜになっている様な気がする。本来の授産のあり方について

授産施設は、短期間で作業訓練を

させ社会復帰させる施設で生活習慣は自立できて入所するのが本来の型だが、現在はやはり生活指導もしなければならぬというのが現状のようだ。

☆うけ入れ側とボランティア側との接点について：

うけ入れ側としては、本当に奉仕したい人に対しては仕事を与えていくが、中には興味本位でカメラを持ち込んだりする人もいるので、最近では、ボランティアを全て断っている施設も多い。

施設においては、施設の利益のために、ボランティアを利用していい面もあるのではないだろうか。

☆精神薄弱者の性に関する対処法は、最近に入所者が重度化してきたので、男女間の問題は少なくなってきたが、本能的にマスターベーションをしている子などがいるが、そのような場合は、叱っても生理的なことなので効果はないが場所をわきまえさせたり、又その時間をスポーツや他の興味あるものに移行させるなどしてはどうか：

以上の他にも数多くの質疑応答がなされました。このように、新任職員にとっては真剣かつ有意義な一日になったことと思います。いちれつ学園 保母

保護者雑感

姫路学園保護者会々長

現在姫路学園は開設以来十三年を経過しました。先輩初代の色々なお話の中で成人施設開設までの苦労話を聞くにつけ、ご苦労のあったこと今更乍ら感謝しています。

精薄施設だけに社会に対す啓蒙は一層苦難の道であつたでしょう。

理事長さん始め市当局、又県、そして資金の問題、一般社会の寄付等、どの問題も苦勞の道であつただろうとご推察します。

当所成人施設四〇名収容で開園され、其の後三〇名の重度施設併用となり、現在七〇名となっています。成人施設のため開設十三年もたちますと、県下に於ても最高年令者の方に入るそうですが、親の代より子の時代へとなっています。

今私達はこの子供を見ていると、将来どの様な運命をたどって、どの様な人生を終るか親自身も解りません。学園側も更生施設である以上、将来死ぬまでの保証はありません。又県当局は一般老人ホームへ入れたらどうかと云うお話もありますが、老人と云っても頭は普通である以上、精薄者である者達と同居できるはず

がありません。お互に毎日の生活にトラブルがおきること間違いのないと思います。

私達、以上の観点から、どうあつても来永住の出来る施設をと、三年前より全員一致の賛同を得て、五年計画を持って資金の一部として積立を行って参りました。

現在世界的な不況にて日本もこれ又例外なく不況の中にあります。

最近の政治は行政改革に衣い福祉切捨てとか一部で申されていますが、普通人であろうと精薄であろうと、この世に生を得て、生涯、人生を終える場のない程哀れな事はないと思えます。いかに親、兄弟の力とて、しよせん此の問題は小数の力ではどうにもならない問題です。

どうか、市・県・国に於て、現在の高い生活レベルの社会一般の片隅でもよい、永遠の光のホームをおあたえ下さい様。今後皆様のご支援、ご指導を宜しくお願い申し上げます。

あこや学園に入園して

尼崎市立あこや学園
親の会

上村 教子

早いものです。あこや学園に入園して二年目を迎えました。当時は正直言って、とても不安で、入園式の日には、どうしてもうちの子供が、こ

に入園しなければいけないのかと、涙したものでしたが、一ヶ月の母子通園で、その不安もふっとんでしまいました。先生方の子供達に接する態度、みんなが自分の子供のようにとても親身になって、身体ごとぶつかっておられる姿を見て本当に頭の下がる思いでした。子供の気持を考えて、子供と一緒に遊んでおられる先生、親の私さえ、今まであ

のように、自分の子供に接していなかったのが、とても恥ずかしく感じたのも事実でした。それにまして、先輩お母さん方の明るかった事、一ヶ月の母子通園で、親の私の方がすぐく勉強させられ、感謝しております。そして今、二年目です。子供も親も、とてもゆったりとした気持ちで、毎日を送らせて頂いております。

親自身焦らない事が一番で、とても根気がいるという事もわかりました。今では、あこや学園に入園できてすぐ、良かったと思っております。学園から、いろんな所を見学にも行き、いろいろな事を聞いたりします。が、あこや学園は、いい方だと思います。そして何よりも、我慢できる事は、先生方だと思います。一人一人の子供に適応した方法で、心から子供に接しておられる、先生方を見ておきますと、有難くて、涙が出てきます。私の子供も来年は、就園問

題で、いろいろ先生に相談しなければ、いけないのですが、あこや学園の先生になら、安心して、相談にのってもらえると思っております。これからもどうぞ宜しくお願い致します。

施設長雑感

夏に思うこと

三田谷治療教育院長
飯島 十郎

今年は夏休みが長すぎて家族の負担になっているという苦情の電話を県庁にかけた人がありました。県庁からは、どうなっているかというお尋ねがあつて、実情を説明させてもらいました。元来、子ども達は、帰宅することを熱望しているわけで、それに答えてやらないと情緒が安定しませんし、成績もあがりません。学校へ通っている兄弟姉妹があれば夏休みがあるわけで、その子らとの交流を期待して、この機をのがせないわけですし、又近所にも、この子があるということを認識してもらって、友達にもなつてほしいのです。親にも子供をしっかり見てもらって、どの点がどうなのか、私達はその意見に期待もっています。言わば、職員は子どもの側に立つて、家

に帰りたいという希望意見を言うわけです。保護者の方は、老令になってきて、動きまわる子どもの世話を見かねるとか、病人があつたり、法事や結婚式があつたりと、いろいろ事情があることと思います。施設側としては出来ないことまでやってほしいと要求しているわけではありません。正式なことを言えば、保護に欠けるという事情があつて、措置入所がなされているわけですから、施設には学校でいうような夏休みはないわけです。直接県庁へ話さないで、施設長の処まで話がくれば、何とか事前に了解がついた問題だと思えます。

然し、こゝで保護者の方に充分考えて頂きたいことは、施設は単に親の要求に応ずる保護処ではありません。施設の保護に甘えて、施設をウバステ山にはなりません。施設の不断の努力によって、子どもは身体は大きくなるし、気持も変つていくわけですから、親は自分の子どもが、施設でどう変つてゐるか普段に知っておく必要があります。それで毎月の面会日に来てほしいのです。そして親子の接し方について充分に心得ておいてもらいたいと思います。元来、面会日は日曜日ならば、いつ来られてもよいわけですが、行事の都合で子どもが留守になるかも知れ

ません。一応、日を定めておく方が、お互いに都合であるし、他の子どもたちの気持に動揺を与えないと思われるので、日をきめておくわけです。面会に来られない場合の子どもは、親が亡くなつてしまつた場合には、アキラメもつきます。ところが、親があるのに面会に来てもらえないということになると、何故、来てももらえないのか、理由を話しても、納得してもらえないこともあつて、本当に困ります。

職員が、いかほどの愛情をもつて接していても、親の顔を見ると、すつとんで親のところへ行きます。矢張り、親子の絆にはかなわないとつくづく思っています。

最近ノーマリゼーションという社会の風潮もあつて、施設か、家庭かということを増して深く考えるようになってきました。事際、家庭に子どもがいけない生活がでさうしてしまふと、子どもの座がなくなつてしまふということがあります。然しどうしても施設にあづけなければならぬという事情も社会にはあるわけですね。最近の施設の入所事情をみますと、養護傾向が強くなりました。養護学校の義務制実施以来、施設は教育処であることは勿論ですが、保護処であるという必要性が強くなつてきました。学校教育を受けさせ

るための寄宿舎というのではありません。奥底には、年中無休の体制をとれる力を持っていなければなりません。然し、施設側としては、職員は平素は手一杯に働らいていて、年休はとれませんから、世間並にお盆を中心にして年休をとり、鋭気を養ふという次期への健闘を期待したいわけですね。

各施設の状況を聞いてみますと、いわゆる夏休みは、成人施設では二週間、児童施設では三週間という程度のことになっていると思ひますが、「兵庫愛護」でも一度、実情を調べてみて、この際、適当な日数を保護者会とも協議してみるのがよいことと思ひます。その際親の立場からは、普段の仕事を手で子どもを看なければならぬとか、家に帰つてきて、何をしてもなくテレビを見て、いるだけでは、帰省の意味がないという思いもあり、極端な場合には、親子心中をしたいという思いにもなるかも知れません。施設の側からは、親子の愛情にまさるものはないのだから、何とか都合をしてほしいという切なる願いがあり、又どうしても施設に残る子どももあり、短期間しか家庭に帰れない子どももあるのです。交代で何人かは残つて施設を守らなければなりません。このような親の立場、施設の立場その他いろいろの

立場を総合して、みんなが子どもの幸せになるあり方をとりたひものですね。

施設の歩む途も平坦ではありません。最近では大約の期間を定めて、目的を持った入所の必要性が説かれるようになりました。施設を持つべき専門性として、この事は出来るという特色をもたねばならないとも言われています。昔から言われたように、施設は終着駅であつてはならないわけです。少くとも学校を卒業する節目で、今後どうするか、家庭へ帰れるかどうか検討する必要がある。通所の施設とか、福祉ホームの必要性が益々強くなります。保護者を初め関係者一同、手をつないで努力をしなければならぬ時がきていると思ひます。

リズム体操講習について

今年も兵庫県社会体育指導者研究会の方々が、楽しいリズム体操を協会加盟施設の為に考案して下さいました。このリズム体操は、昨年好評であつたmr、ウィルビーとジギスカンに続くもので、子供達もきつと大歓迎して下さいと思います。又、今年も陸上競技大会で全員で楽しみたいと存じますので、講習希望施設は、事務局(神戸学園)までご連絡下さい。

MINI NEWS ミニ・ニュース

★第5回施設職員親善バレー

ボール大会開催される。

去る8月21日(土) 明石公園バレーボールコートにおいて、職員230名余りが参加して開催された。昨年は、雨に降られたが、今年は、大変な好天にめぐまれ、一日で真黒になった



バレーボール大会 スナップ

方も多かったと思う。試合形式は昨年同様3チームごとに6ブロックに分かれ、午後からは各ブロックの1位、2位、3位が集まり、リーグ戦を行なった。第5回大会という事もあり、各チームともまとまり、決勝リーグになると、接戦が多くなっていた。年一回の大会であるが、この大会を通じて、他施設との交流が始まったり、又、個人的な交友がめばえたりしているという話を聞いている。今後とも、より多くの施設が参

加下さる事を願って止まない。

決果は次の通りである。

- 一位 くすのき会
- 二位 もみのき福祉会
- 三位 陽気会
- 四位 三美学苑 A
- 五位 一羊園
- 六位 なくさき学園

★20周年記念「カップバ座公演」開催さる。

去る8月30日、姫路市民会館において、又、8月31日、明石市民会館において、当協会設立20周年記念事業「カップバ座公演」が開催された。姫路地区においては、協会関係者350名、交通遺児など地域の方300名が参加し、明石地区では、協会関係者1600名、保育所園児等地域の方430名が参加し盛会であった。

この企画は、愛護協会・県施設保護者協議会・神戸新聞厚生事業団の3者が協力して、協会20周年を記念し、施設対象者、親、施設職員又地域の方々が一同に会し、共に楽しく一日をすごそうと計画されたものである。

反省点としては、多くの方々の協力のもとに成り立ったこの企画であったにもかかわらず、協会加盟施設の参加が少なかつた事があげられる。自分達の出した企画であるので、も

う少し責極的参加を望むものである。



カップバ座公演において松山会長と役員挨拶

★福祉バザール開催さる。

去る8月18・19日、大丸神戸店、北側外廊において、福祉バザールが開催された。18日(土)は、15施設、3団体が参加、19日(日)は、12施設、3団体が参加し大変にぎやかな、催しとなった。又、昨年同様、山田中学校の吹奏楽部の演奏が19日1時より披露され注目を集めた。

今年のバザールから新たに、園生達の書いた絵を印刷した紙袋、包装紙が登場した。この紙袋、包装紙は主催者である神戸北ライオンズクラブの発案で作られたもので、デザインから製作までほとんど施設にて作られたものである。

最後に、この事業を企画・運営し、当日も多大の労力を奉仕下さった神戸北ライオンズクラブの皆様方に紙面をかりて、お礼を申しておきたいと存じます。どうもありがとうございました。

★更生・授産収容部会開催さる。

去る9月7・8日宝塚ゆずり葉荘において更生・授産収容部会が開催された。参加人員12名であった。

一泊研修として企画された事と、少人数であった為、話も腹を割ったものとなり、2日目は朝8時30分から始まり、路線バスの発車時間にも気づかずあわてた場面もみられた程であった。参加された方々も大変満足しておられ、施設長会も一度一泊で//という意見が多かった。

しかし、今後の課題として、申し込みについては誠意をもって対応して頂きたいと思うものである。

編集後記

○当協会も今年で20周年を迎える事ができました。これも、皆様方の変わらぬご支援の賜物と感謝致しております。

○今回、ご多忙の中、ご投稿下さいました 前会長の岡本先生、貴重なご意見を賜わり誠にありがとうございます。後に続くものとして心して掲載させて頂きます。

○広く原稿を募集致しております。研究論文・学園行事関係・雑感・なんでも結構です。

ご投稿、心よりお待ちしております。